

【手続名】

健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届

【手続概要】

事業所の事業主に変更があったとき、事業所に関する事項の変更、訂正があった場合には届出をしなければなりません。

【手続根拠】

健康保険法施行規則第31条

厚生年金保険法施行規則第24条

【添付書類】

なし

【変更した旨の届出が必要となる事項】

- ・ 事業所の連絡先電話番号の変更
- ・ 事業主の変更
- ・ 事業主の氏名または住所の変更
- ・ 「昇給月」「賞与支払予定月」「現物給与の種類」の変更
- ・ 「算定基礎届」「賞与支払届」用紙を作成する、しないを変更したいとき
- ・ 事業主代理人を選任（変更）した、解任したとき
- ・ 社会保険労務士を受託した、解除したとき
- ・ 社会保険委員を委嘱した、解任したとき
- ・ 健康保険組合の名称に変更（訂正）があったとき

【提出者】

事業主

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

当該事実の発生から5日以内（諸変更については事実発生後すみやかに）